

竹原市建設工事総合評価方式試行要領

平成19年12月17日制 定

平成20年 8月13日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、竹原市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3 この要領は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(学識経験者の意見聴取)

第4 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、次の場合において、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

- (1) 令第167条の10の2第4項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者決定基準（令第162条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を定めようとする場合
- (2) 令第167条の10の2第5項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合の意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第5 市長は、総合評価方式により入札を行おうとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知するものとする。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第6 市長は、価格以外の条件について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 必要な技術資料等を提出しない入札者による入札又は当該技術資料等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。
- 3 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法その他市長が必要と認める基準を定め

るものとする。

(評価基準)

第8 第7の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目ごとの得点の合計を加算点とし、加算点は10～50点の範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第9 価格及び価格以外の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の100点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点

評価値 = (技術評価点 / 入札価格)

(落札者決定の方法)

第10 市長は、落札者を決定しようとするときは、竹原市総合評価審査委員会の議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札価格が最低制限価格を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務

に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第 11 市長は、入札終了後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第 12 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、市長が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（竹原市の休日を定める条例（平成元年竹原市条例第18号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に市長に求めることができるものとする。

(その他)

第 13 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 8月13日から施行する。